

全県に「医療警報」を発出します

令和4年7月20日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

7月以降の全国的な感染急拡大の主な要因であるB A. 5系統については、これまでのオミクロン株と比べ、感染性の高さや免疫逃避のしやすさが指摘されています。

本県も爆発的な感染拡大局面を迎えており、すでに1日の新規陽性者数が過去最多を上回るなど、地域によっては外来診療がひっ迫しつつある状況となっています。

新規陽性者数の増加に伴い、入院者数も急速に増加し、昨日時点の確保病床使用率は22.9%まで上昇しています。

B A. 5系統については、重症度の上昇は見られないとされており、現時点では県内において新型コロナによる重症者はいませんが、更なる置き換わりの進行や夏休みによる接触機会の増加等により、今後、高齢者等を中心として重症者が発生・増加し、医療提供体制が急速にひっ迫することが懸念されます。

このため、更なる陽性者・入院者の増加を抑制することにより医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、社会経済活動を維持しながら重症化リスクが高い方を守るができるよう、全県に「医療警報」を発出します。

2 目標

「医療警報」発出にあたり、以下を目標とします。

- 医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す

3 圏域の感染警戒レベル

医療警報の発出に伴い、次の8圏域の感染警戒レベルを4に引き上げます。

佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、南信州圏域、松本圏域、長野圏域、北信圏域

4 県としての対策

「第7波の入口における当面の対策」（令和4年7月15日）に基づき、医療・検査体制を強化するとともに、ワクチン接種のさらなる推進に取り組みます。

5 県民の皆様へのお願い

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は別紙「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」に沿って行動してください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い

令和4年7月20日 長野県知事 阿部 守一

医療特別警報（確保病床使用率35%以上）等の発出を避け、社会経済活動をできる限り維持するために、皆様のご協力をお願いします。

1 「ご自身が感染しない。他者を感染させない。」ことを心がけてください

(1) 体調に異変を感じた場合等の対応

- 高齢者など重症化リスクの高い方は、のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、速やかに診療・検査医療機関等*へ相談の上、受診してください。
- その他の方は、上記の症状がある場合は、外出を控え、症状が続く場合は、診療・検査医療機関等*へ相談の上、受診してください。
※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関
- 帰省等で高齢者など重症化リスクの高い方と接する機会を持つ場合は、薬局等における無料検査をご活用ください。（なお、陰性でも感染していない確実な保証にはなりませんので、マスク着用等の感染防止対策は継続してください。）
- 新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。



(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避は継続してお願いします。特に、エアコン使用時や自家用車内でもこまめに換気してください。

(3) ワクチン接種の検討

- 4回目接種の対象の方（60歳以上の方、基礎疾患のある方等で3回目接種から5か月経過した方等）は、重症化予防のため速やかな接種を検討してください。
- 若年層をはじめとする3回目までのワクチン接種がお済みでない方は、感染・重症化予防に加え、いわゆる後遺症からご自身を守るためにも、ぜひ接種をご検討ください。



2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

医療関係者等のご尽力で、新型コロナ病床520床、宿泊療養施設5施設、診療・検査医療機関669機関、検査可能数18,330件（一日あたり）、3回目ワクチン接種率67.0（対全県民 R4.7.10）となっています。

(1) マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。熱中症にもご注意ください。

(2) 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

(3) 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。全国的に陽性者が増加していることから、感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

3 事業者の皆様は社会機能を維持するための対策を改めて検討してください

(1) 事業継続計画（BCP）の点検・策定

従業員が陽性者や濃厚接触者となることによる欠勤者の増加も視野に入れ、事業継続計画（BCP）を点検・策定してください。

(2) 在宅勤務・テレワーク、時差出勤等の導入

在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出勤している職員が通常より少なくなるようにしてください。

※ B A. 5 系統に係る知見の蓄積等により、お願いの内容を変更する場合があります。

【感染警戒レベル4の圏域の皆様へのお願い】

- 混雑した場所や感染リスクの高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください。（特措法第24条第9項）
 - ・ 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
 - ・ 重症化リスクの高い方及びこれらの方と日常的に接する方、ワクチン未接種の方は特に注意してください。
 - ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。
- 家庭内でも日頃からこまめな換気・手洗いを行うとともに、同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、お互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
- 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
 - ・ 入場者数の制限（人と人との距離を概ね2メートル程度確保）
 - ・ 施設内での物理的距離の確保
 - ・ 十分な換気
 - ・ 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - ・ 客の健康状態の聞き取り、入口での検温

第7波の入口における当面の対策

令和4年7月15日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

感染力が強い一方重症化しにくいオミクロン株の特性を踏まえ、第6波におけるピークを超えた新規陽性者数が発生しても、原則としては、確保病床使用率が35%（医療特別警報の発出基準）を下回っている間は、県民の皆様に強い行動制限を求めず、基本的な感染防止対策を維持しながら社会経済活動との両立を目指すものとする。

このため、感染再拡大局面においても誰もが必要な医療を受けられ、救える命が救えなくなる事態を回避するため、医療・検査体制を強化するとともに、ワクチン接種をさらに推進する。

1 医療・検査体制等について

(1) 保健・医療提供体制の確保

- 入院医療
 - ・520の確保病床を効果的・効率的に運用することによる一般医療とコロナ医療の両立した病床の運用
 - ・後方支援医療機関と協力し、コロナ回復後も引き続き入院治療が必要な高齢者等の速やかな転院・転床を支援
- 宿泊療養施設
 - ・5施設の受け入れ体制を堅持するとともに、感染の更なる急拡大に備え、新たな宿泊療養施設開設に着手
- 自宅療養
 - ・健康観察センターの人員体制を強化し、自宅療養者への支援を強化
- 治療薬
 - ・重症化予防のため、医療機関や薬局と連携し、経口抗ウイルス薬が必要な方に速やかに投与できる体制を確保
- 保健所体制
 - ・引き続き重症化リスクのある者等を、迅速に適切な療養へつなげる体制を維持するとともに、感染拡大時には必要に応じて体制を強化

(2) 検査体制の整備、拡充

- 無料検査
 - ・お盆期間中の帰省等による感染拡大を防止するため、臨時検査拠点設置を検討
 - ・感染不安を感じる無症状の県民に対する無料検査実施に向け準備
- 検査キット等の確保
 - ・検査試薬や検査キット等の安定的な供給を国へ要望するとともに、県内検査実施機関へ早めの確保を依頼
- ゲノム解析
 - ・ゲノム解析を行う検体を増やし、変異株の流行状況を的確に把握
- 学校等における検査の活用
 - ・部活動の大会や修学旅行などについては、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は、学校等の判断で検査を行うことを促進

(3) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の拡大防止対策

- 医療機関や社会福祉施設等における院内（施設）感染を防止するため、陽性者が発生した場合には、その濃厚接触者に対して幅広く検査を実施

2 ワクチン接種について

(1) 4回目接種の促進

- 接種対象者（60歳以上、基礎疾患を有する者等）すべてに積極的な接種を推進
 - ・高齢者入所施設における接種の速やかな実施。県は巡回接種により支援
 - ・県下9圏域に県接種会場を設置。市町村接種を補完
 - ・接種促進のためのリーフレットの配布・掲示、各種メディアを活用した周知・啓発
- 医療従事者、高齢者施設等従事者への接種が開始された際には、速やかな接種を推進

(2) 初回（1・2回目）接種及び3回目接種の引き続きの実施

- 県接種会場（県下9圏域）で初回及び3回目接種を引き続き実施
- 新たに承認された組換えタンパクワクチンを活用した若年層を中心とする未接種者への接種促進

3 基本的な感染防止対策の徹底について

改めて基本的な感染防止対策の徹底について県民の皆様へ呼びかけ